

被害者が創る条例研究会 2022 年度事業報告

(1) ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」第6版の発行と配布

今年度は殆どの都道府県にて特化条例が制定、施行される見通しが立ったため、その実情や最新の情報を記載した第6版を発行した。第5版迄との違いを明確にするため、表紙を刷新するなど工夫した。

例年同様、関係機関(都道府県及び政令指定都市犯罪被害者支援担当窓口、都道府県警察本部犯罪被害者支援室、全国の犯罪被害者支援センター他)に配付した。さらに、問い合わせのあった犯罪被害者や犯罪被害者団体、関係団体などにも配付した。

また、当会主催の鳥取県米子でのシンポジウムや出張講座にて参加者に配付した。犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)が主催した全国大会でも、配付申し込みを受け付けた。

(2) 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案 被害者の声に基づく提言」都道府県条例案加筆 第5版の増刷と配布

今年度は第5版の500部増刷に留め、条例制定を予定している自治体からの依頼に沿った形で配付を行った。また、犯罪被害者支援団体、条例について勉強しているグループなど希望者に配付した。

(3) ワークショップ(出張講座・意見交換会)の開催

① 7月1日(金) 愛媛県松山市にて 県内市町村担当者向け

愛媛県では県が特化条例制定を検討中であり、市町村にも特化条例制定の機運を高めるべく、当会に研修への協力依頼があった。当日は当会メンバー2名(犯罪被害者と自治体被害者支援窓口経験者)が出向き、条例づくりに向けて自治体で条例をつくる時に必要なことや、犯罪被害者支援担当になったばかりの職員にもできる支援を中心に説明や事例検討を行った。

② 7月25日(月) 群馬県前橋市にて 県内市町村担当者向け

群馬県は2021年に特化条例を制定しており、県内の市町村に対して犯罪被害者支援条例や見舞金制度の制定を促すことを目的とした研修を実施するため、当会に協力依頼が寄せられた。当日は当会メンバー2名(被害者と自治体被害者支援窓口経験者)が出向き、支援条例や見舞金制度の必要性を説明し、事例に基づいて検討を行った。

③ 1月23日(月) 岐阜県岐阜市にて 県内市町村担当者向け

岐阜県では、県のみならず県内すべての市町村で特化条例が施行されており、研修も実施されているが、当会に研修への協力依頼があった。実際には市町村の窓口で相談が寄せられることは少なく、担当職員は対応に不安を抱えていること予想されるため、被害者の実情を知るなどを中心としたプログラムを提案した。当日は当会メンバー3名(被害者2名と自治体被害者支援窓口経験者)が出向き、それぞれが説明した後にグループワークを行うなど、参加型の研修となった。

④ 3月5日(土) オンライン意見交換会

2022年10月に米子で開催したシンポジウム参加者から寄せられたアンケートの回答を集計したところ、パネルディスカッションで討議した内容に関する質問や意見、要望が多く寄せられたため、意見交換会を開催することとした。登壇者だけでなく、参加者からも意見を寄せていただくべく、当日はオンラインの全員参加型で質疑応答や意見の交換を行った。シンポジウムのパネリストを含む30名程がZOOMで参加した。

(4) シンポジウムの開催

2022年10月24日(月) 鳥取県米子市 米子コンベンションセンターで開催

「犯罪被害者がのぞむ支援をどの地域でも～あらためて自治体による支援を考える～」

犯罪被害者2名が講演し、町役場、被害者支援センター、弁護士、犯罪被害者によるパネルディスカッションを行った。

会場とオンラインの複合型で開催し、犯罪被害者、被害者支援団体、地方自治体職員、警察関係者、研究者、弁護士、更生保護関係者など約200名(会場約80名、オンライン約120名)が参加した。

当会が主催し、鳥取および島根両県の弁護士会と被害者支援センターの協力を得たほか、多数の団体から後援をいただいた。

(鳥取県、島根県、鳥取県警察、島根県警察、公益社団法人とっとり被害者支援センター、公益社団法人島根被害者サポートセンター、日本弁護士連合会、中国地方弁護士会連合会、鳥取県弁護士会、島根県弁護士会、鳥取県臨床心理士会、島根県臨床心理士・公認心理師協会、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、犯罪被害者団体ネットワーク・ハートバンド)

(5) 全国各地における被害者支援に対する気運の醸成

警察庁によると、2022年8月現在、39の都道府県で特化条例が制定・施行されている。

2022度は次の8県や4政令指定都市で条例が施行された。

・愛知県、福島県、広島県、長野県、愛媛県、沖縄県、山梨県、島根県

・川崎市、広島市、浜松市、新潟市

このうち、愛知県、福島県、広島県、愛媛県、島根県の5県で、当会がシンポジウムの主催または後援、ワークショップの実施、または被害者や関係者へのアドバイス提供をしたことがある。

また、当会は条例案冊子やブックレットおよびシンポジウムでの三重県取組紹介などを通じて支援金(見舞金)の制度導入を訴えてきたが、支援金(見舞金)の支給制度の導入を考慮する府県が増えてきている。

被害者が創る条例研究会

ホームページ: <http://被害者が創る条例研究会.com/>